

令和8年度社会福祉法人等指導監査実施方針

1 基本方針

社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な担い手として、福祉サービスの供給確保を図るとともに、地域貢献や地域福祉を支える人材の育成を行うなど、極めて公益性・公共性が高く、社会的な信頼や期待も非常に大きい。

このことから、社会福祉法人においては、自律的な経営基盤の確立、公正かつ安定的な経営、透明性の確保など、適正な法人運営が行われ、また、事業運営においては、利用者本位の福祉サービスが円滑に提供されるよう、法令及び国の通知等に基づき重点的・継続的な指導監査を実施する。

また、新型コロナウイルス感染症対策のため、実地監査が2年間延期されていたことから、令和4年度から概ね3年以内を目処にすべての社会福祉法人に対し指導監査を実施することとしてきた。この指導監査の結果を踏まえ、令和8年度からもおおむね3年以内を目途にすべての社会福祉法人に対し指導監査を実施する。

令和8年度においては、令和7年度に社会福祉法人において行われた、役員及評議員改選について、当該改選が適正に行われているかについて確認するとともに、前回指導監査における指摘事項への改善状況を確認する。

また、社会福祉法人会計に関する事項については、令和7年度に係る計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに財産目録が社会福祉法人会計基準に従い、定時評議員会の承認を含む法令に定める手続を経て作成されているかを中心に確認するとともに、経営状況が悪化している法人に対しては、今後の経営方針等の検討等を指導する。

なお、指導監査の実施に当たっては、広島県及び関係市町と連携し、効果的な指導監査を実施することとする。

2 令和8年度指導監査の重点事項

(1) 社会福祉法に基づく運営体制の確保

ア 評議員の選任

- ・ 定款で評議員の選任のために必要な事項（例：評議員選任・解任委員会を設置し、当該委員会により評議員を選任する）を定め、その定めに基づき、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから、評議員の選任を行っていること。
- ・ 欠席が継続し、名目的・慣例的に選任されていると考えられる評議員がいないこと。
- ・ 在任する評議員の人数が定款で定めた理事の員数及び在任する理事の人数を超えていること。

イ 評議員会の招集・運営

- ・ 評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時及び場所等を定め、理事が評議員会の1週間前（又は定款に定めた期間）までに評議員に書面又は電磁的方法（電子メール等）により通知をしていること。
- ・ 評議員会における普通決議（特別決議以外の決議）は、議決に加わることができる評議員の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）の賛成をもって行い、特別決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）以上に当たる多数をもって行われていること。
- ・ 評議員会の決議省略が行われている場合に、理事長（又は理事）が議題・議案を提案した場合に評議員全員の同意の意思表示の書面等を作成し、議事録を作成していること。
- ・ 評議員会の議事録が法令に基づき書面又は電磁的記録により作成され、必要事項が記載されており、評議員会の日から法人の主たる事務所に10年間、従たる事務所に5年間備え置かれていること。
また、評議員会の決議が省略された場合には、同意の意思表示の書面又は電磁的記録が、法人の主たる事務所に決議があったとみなされた日から10年間備え置かれていること。

ウ 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬

- ・ 評議員の報酬等の額が定款で定められていること。
- ・ 理事の報酬等の額が定款で定められていること、又は評議員会の決議により定められていること。
- ・ 監事の報酬等の額が定款で定められていること、又は評議員会の決議によって定められていること。
- ・ 評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されている場合は、その具体的な配分が監事の全員一致の決定により定められていること。
- ・ 会計監査人の報酬等が監事の過半数の同意を得て定められていること。
- ・ 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準が作成されており、評議員会の承認を受けていること及び支給基準に規定すべき事項が定められていること。また、支給基準が「不当に高額」でないこと。
- ・ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準がインターネットの利用により公表されていること、又は「社会福祉法人の財務諸表（計算書類）等電子開示システム」を利用した届出がなされていること。
- ・ 評議員及び役員の報酬が、定款等で定められた額及び報酬等の支給基準に反するものとなっていないこと。
- ・ 理事、監事及び評議員の区分毎にその報酬の総額がインターネットの利用により公表されていること、又は「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」

を利用した届出がなされていること。

エ 事業運営の透明性の向上

- ・ 定款が主たる事務所に実際に備え置かれていること。
また、従たる事務所に実際に備え置かれていること、又は電子計算機（パソコン）に電磁的記録が記録されていること。
- ・ 定款の具体的な公表の方法に関する規程が制定され、当該規程により実際に公表されていること。
- ・ 計算書類及び現況報告書について、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」により公表されていること。
- ・ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準がインターネットの利用により公表されていること。（再掲）
- ・ 理事、監事及び評議員の区分毎にその報酬の総額がインターネットの利用により公表されていること、又は「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を利用した届出がなされていること。（再掲）

オ 適正な決算手続

- ・ 計算書類及び事業報告並びにその附属明細書並びに財産目録について、理事会の承認を受け、このうち計算書類及び財産目録については定時評議員会の承認を受けていること。ただし、会計監査人設置法人においては、一定の要件を満たす場合には、計算書類及び財産目録については定時評議員会においてその内容を報告していること。

（２）適正な法人運営と経営機能の強化

ア 定款

- ・ 定款の変更は、評議員会の特別決議をもって行い、所轄庁の認可又は所轄庁への届出が行われていること。

イ 理事会

- ・ 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行われていること。
- ・ 理事会の決議事項について適正に決議を行っていること。
- ・ 理事長及び業務執行理事（選任されている場合）が、理事会において、3か月に1回以上（定款に定めがある場合には、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上）職務執行に関する報告をしていること。
- ・ 理事会の決議省略が行われている場合に、理事長（又は理事）が議題・議案を提案した場合に理事全員の同意の意思表示及び監事が異議を述べていないことを示す書面等を徴し、議事録を作成していること。

ウ 理事

- ・ 理事の員数は、6人以上の数を定款に定め、その定款に定めた員数が実際に選任されていること。
- ・ 定款に定めた員数の3分の1を超える者が欠けていないこと、欠けている場合には遅滞なく補充のための手続が進められていること。
- ・ 理事の選任及び解任について、評議員会の決議が適切になされていること。
- ・ 評議員会の決議により理事が解任された場合に、解任の理由が、当該理事に重大な義務違反等があることによるものであること。

エ 監事

- ・ 監事の員数は、2人以上の数を定款に定め、定款に定める員数が実際に選任されていること。
- ・ 監事の選任について、評議員会の決議が適切になされていること。
- ・ 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていること。
- ・ 監事の解任について、評議員会の有効な特別決議により行われていること。
- ・ 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成していること。
- ・ 理事会に出席し、必要がある場合には意見を述べていること。

オ 会計監査人

- ・ 特定社会福祉法人は会計監査人の設置を定款に定めていること。
- ・ 定款に会計監査人の設置を定めている場合は会計監査人を設置していること。

カ 資産管理

- ・ 社会福祉事業の用に供する不動産は、すべて基本財産として定款に記載され、登記が適正になされていること。
- ・ 基本財産の処分等について定款の定めに基づく所轄庁の承認を受けていること。
- ・ 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から賃借している場合は、地上権又は賃借権の登記がなされていること。
- ・ 社会福祉施設の用に供する不動産以外の基本財産の管理運用が安全かつ確実な方法で行われていること。

キ 特別の利益供与の禁止

- ・ 社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を供与していないこと。

ク 不正支出の予防

- ・ 経営者等による不正支出を予防するため、不正リスクの高い会計帳簿及び証憑書類等が適正に保管され、監事等による内部統制が行われていること。

(3) 不適切事案への対応

ア 現況報告書に添付された計算書類等の審査・確認

- ・ 現況報告書に添付された財産目録、貸借対照表及び収支計算書（計算書類）

については、金額の急激な増減等について、審査、確認を行うこと。

イ 迅速な特別監査の実施

- ・ いわゆる不適切事案が発生した場合には、公認会計士等の専門家を同行して速やかに特別監査を実施し、公認会計士及び弁護士等の専門家と協議し、迅速に対応策を講じること。

(4) 会計管理等

- ・ 経理規程が法令又は通知に反しておらず、定款に定める手続により定められていること。
- ・ 経理規程に従って会計処理等の事務処理がなされていること。
- ・ 経理規程等により、会計責任者の設置等の管理運用体制について定められているほか、業務分担が明確に決められ、内部牽制に配慮した体制となっていること。
- ・ 法人印及び代表者印の管理について管理者が定められているなど、管理が十分に行われていること。
- ・ 随意契約を行っている場合は、入札通知により適正に行われていること。

3 実施計画等

(1) 実施体制等

広島県等と十分な連携のもとに効果的な指導監査を実施する。

また、法人運営に課題を有する社会福祉法人においては、課題等を具体的に明らかにし、法人監査を行う。

(2) 実施時期

すべての社会福祉法人に対し、別に定める監査調書の提出を求め、原則として、9月から翌年3月までの間に実地又は書面による指導監査を実施する。

(3) 事後指導等

文書指摘を行った社会福祉法人に対しては、社会福祉事業の中心的な担い手として、早期に適正な法人運営が図られるよう、自主的かつ自律的な改善に向けた具体的できめ細かな指導・助言を実施する。

なお、必要に応じて、広島県等に対して資料の提供等の協力を求めるとともに、所轄外の社会福祉法人が設置する施設については、当該社会福祉法人の所轄庁に対し、適切な措置をとることが必要であると認められる旨の意見を提出する。

また、必要に応じて重点的かつ継続的に指導監査を実施するとともに、社会福祉法人において、法令や定款、関係規定等に違反し、又は運営が適正を欠くと認める

とき、更に法令違反などが明らかになった場合には、社会福祉法（以下「法」という。）第56条に基づく改善勧告や改善命令、業務停止命令、理事の解職勧告、法人の解散命令等の行政処分を行うなど、早期に適切な改善措置を実施する。